

そこが知りたい! "服務制度"



Vol.10 (改訂版) 令和4年5月23日 令和6年3月29日

~各種手続きの改正編(R5年度改訂版)~ 手続き事務担当者向け

令和4年度から、次の手続きは、**北海道電子自治体共同システムの簡易申請機能を利用**して進達する取扱となりました。

- ・営利企業従事等許可 ・教育に関する兼職の承認
- ・各種職専免の申請 ・専従許可申請 ・贈与等報告
- ・各種休業の申請等(自己啓発等、大学院修学、修学部分、配偶者同行、高齢者部分)

簡易申請システム受付フォームURL(R6年度~) https://www.harp.lg.jp/NeehGW4V▽



詳細は「押印・書面規制の見直しによる関係規程及び通達等の改正に伴う各種手続きの運用方法について (令和4年(2022年)3月30日付け事務連絡)」を参照のこと

上記取扱ができるよう規程を改正するとともに、次の各種規程に基づく申請書類の「署名・押印」を廃止して職員から学校長に申請を行う場合も、電子データで手続きを行うことが可能となるよう所要の改正を行いました。

- ① 北海道立学校職員服務規程
- ② 道立学校職員の勤務時間、休暇等の取扱いについて
- ③ 北海道立学校管理規則及び北海道立学校職員服務規程の改正について
- ④ 道立学校職員の専従許可に関する事務手続要領
- ⑤ 学校職員の配偶者同行休業について
- ⑥ 道立学校職員の自己啓発等休業の承認等に関する事務手続要領
- ⑦ 道立学校職員の高齢者部分休業の承認等に関する取扱要綱
- ⑧ 道立学校職員の修学部分休業の承認等に関する取扱要綱
- (9) 道立学校職員の大学院修学休業に関する事務手続要領
- ⑩ 道立学校職員の自家用車の公用使用に関する要綱

各種規程の改正は、 「令和4年(2022年)3月 18日付け北海道教育委員 会公報(号外)及び(令和 4年(2022年)3月24日 付け教職第6277号教育長 通知)」を参照のこと。

